

# 株式会社 合同会社 の違い

会社設立をお考えの皆様こんな悩みはありませんか？

- 株式会社と合同会社の違いがピンとこない
- 設立にかかる費用がわからない

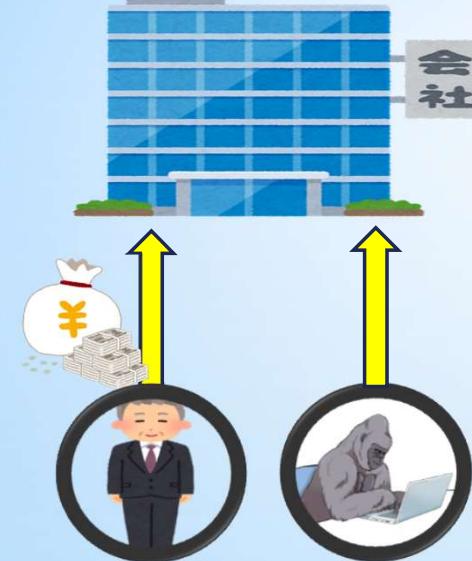
ここでは株式会社と合同会社の違い及び選択の目安などを紹介します。



# はじめに

株式会社と合同会社の根本的な違いとして  
『所有と経営の分離』というものがあります。

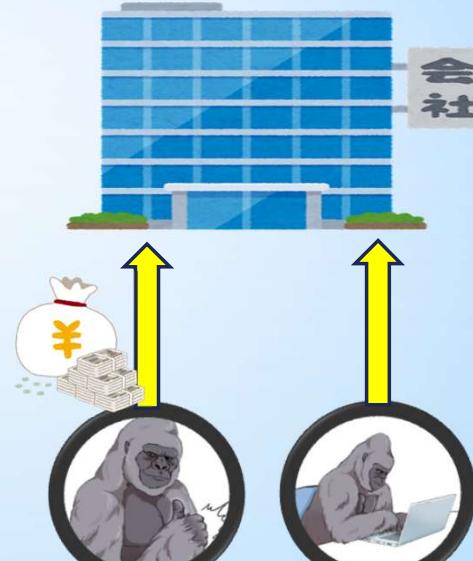
株式会社



出資者  
(所有者)  
経営者  
(取締役)

出資者 ≠ 経営者  
会社の所有者と経営者が別  
(出資者と経営者を分ける事ができる)

合同会社



出資者  
(所有者)  
経営者  
(社員)

出資者 = 経営者  
会社の所有者と経営者が同じ  
(出資者しか経営者になれない)

但し、大企業を除く株式会社のほとんどが、  
『出資者（大株主） = 経営者（代表取締役）』  
とするのが一般的であり、オススメです。

# 違い①

## 設立費用が違う

	株式会社	合同会社
定款認証	有り（手数料3万円～） ※資本金により異なる	無し
登記費用	最低15万円 (資本金の1000分の7)	一律6万円
当事務所報酬	10万円～	9万円～

株式会社



合同会社



定款認証の有無や、登記費用の違い等から

株式会社の方が、合同会社より設立費用が高くなります。

概算ですが、約15万円ほど株式会社の方が高くなります。

## 違い②

### 経営者の肩書（呼び名）が違う

	株式会社	合同会社
経営者	取締役	社員又は業務執行社員
代表者	代表取締役	代表社員
任期	2年～10年の範囲で設定 (満了後選任手続きが必要)	制限なし

※社員は従業員という意味ではありません

代表取締役も代表社員も会社の代表としての権限及び責任などの意味合い的には同じですが、一般的な知名度から代表取締役という肩書にこだわる方もいます。

株式会社の役員（取締役、監査役など）には任期があり任期満了後は、選任手続き（登記手続）が必要になります。  
(登記費用や、手間がかかります。)

## 共通事項

株式会社と合同会社の共通事項として  
下記のモノがあります。

	株式会社	合同会社
資本金	規定なし（1円～）	規定なし（1円～）
出資者の数	1名以上	1名以上
経営者の数	取締役 1名以上	社員 1名以上

※社員は従業員という意味ではありません

※資本金は1円から設立できますが、あまりにも低い資本金はオススメしません（信用面で劣る場合があります）

# 選択の目安として

株式会社



合同会社



- ◎対外的な信用を得たいとき
- ◎役員の肩書にもこだわりがある
- ◎出資者と経営者を分けたい場合

- ◎株式会社にこだわらない
- ◎とにかく費用を安くしたい
- ◎一日も早く設立したい



以上、『株式会社』と『合同会社』  
の違いについて紹介してみました。  
不明な点等あれば気軽にお問い合わせ下さい。